

認定施設等に関する規程

第1節 施設基準

第1条(目的)

一般社団法人日本統合医療学会(以下、「本学会」と称する)は、日本の医療制度に適合する統合医療の提供方法の普及を目的とし、これを提供する施設に関する基準等を明示し、基準を満たす施設について認定を与えることによって目的を果たすものである。

第2条(施設の種別)

本規程に定める施設は、日本の医療制度に適合する統合医療の提供という考え方のもと、次の3つの種別とする。

- (1). 医療法などにおいて定められる医療提供施設、薬局又は施術所
- (2). 介護保険法等において定められる介護施設であって、訪問型の介護を提供する施設を含む
- (3). 上に挙げた施設以外の施設

第3条(認定基準)

施設の認定に関する基準については、施設の性質等を鑑みこれを決定すると共にこれを公示する。

第2節 申請登録と欠格事由

第4条(申請)

認定施設の申請は、本学会が指定する様式に従った申請書類によって行う。

- 2 申請は本学代表理事を名宛人として事務局に提出する。
- 3 申請にあたり、申請審査手数料として3万円を申請の10日前までに納付するものとする。

第5条(登録)

施設の認定が決定した場合、本学会の代表理事は決定を速やかに書面で申請機関に送ると共に、台帳にこれを登録しなければならない。

- 2 登録時には登録手数料を認定の決定を伝える書面の受領後10日以内に納付するものとする。登録手数料は、医院・クリニック・診療所が5万円、病院が10万円、施設が1口5万円(1口以上)とする。
- 3 本学会の代表理事は、認定施設の登録がなされたら遅滞なく施設認定証を申請機関に送らなければならない。

第6条(絶対的欠格事由)

次の各号にあたる施設については、認定を与えない。

- (1). 行政処分を受け、その処分が満了した日から5年が経過していない施設

- (2). 罰金以上の刑を受け、その刑期が終了した日から5年が経過していない施設
- (3). 行政処分を受け、その処分が満了した日から5年が経過していない職員を雇用している施設
- (4). 罰金以上の刑を受け、その刑期が終了した日から5年が経過していない職員を雇用している施設
- (5). 反社会的な組織との関連がある施設

第7条(相対的欠格事由)

次の各号に当たる施設については、認定を与えないことがある。

- (1). 医療や介護について、不法な行為が行われた施設又は不法な行為を行った職員を雇用している施設
- (2). その他、学会が認定を与えるのに不当であると判断する施設

第8条(認定の取消し)

認定を受けている施設で、本規程第6条の各号に該当する施設は、学会において聴聞を行ったうえで事実と認められた場合、認定を取消す。

2 認定を受けている施設で、本規程第7条の各号に該当する施設は、学会において聴聞を行ったうえで事実と認められた場合、認定を取消すことがある。

第3節 登録の更新

第9条(認定期間)

施設の認定期間は、登録の日を起算点として5年間とする。

第10条(更新手続)

更新の申請は、本学会が指定する様式に従った申請書類によって行う。

2 申請は本学会代表理事を名宛人として事務局に提出する。

3 更新に当たっては、施設認定更新料を申請の10日前までに納入するものとする。施設認定更新料は、医院・クリニック・診療所が5万円、病院が10万円、施設が1口5万円(1口以上)とする。

第11条(更新登録)

認定の更新が決定した場合、本学会の代表理事は決定を速やかに書面で申請機関に送ると共に、台帳にこれを登録しなければならない。

2 本学会の代表理事は、認定施設の登録がなされたら遅滞なく更新後の新たな施設認定証を申請機関に送らなければならない。

第4節 雑 則

第12条(未規定事項の取扱い)

施設認定に関する事項で、定款及び本規程並びにその他の規約等において定められていない事項については、その都度業務執行理事会ではかり解決を図るものとする。

第13条(審査方法)

認定制度委員会は、申請書類をもとに申請施設についての審査を行う。その結果を業務執行理事・理事会に報告する。

第14条(認定証交付)

- 1)本指針に基づいた審査の結果、本手術施行施設として十分な技術があると判定され、日本統合医療学会で承認された申請施設は定める登録手数料を本学会に納入する。
- 2)本学会理事長は認定制度委員会と連名で認定施設認定証を交付する。

付 則

1. この規程は 2019 年 12 月 6 日から施行する。
1. この規程は 2021 年 12 月 6 日から一部改正する。